

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間

入間市宮寺三千百六十九外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

（変更前）フロンティア不動産投資法人 代表者 高橋惇

東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号

（変更後）フロンティア不動産投資法人 代表者 亀井浩彦

東京都中央区銀座六丁目八番七号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者名

（変更前）コストコホールセールジャパン株式会社他 計百八十七社

（変更後）コストコホールセールジャパン株式会社他 計百八十六社

## ハ 変更年月日

平成二十二年五月一日他

## ニ 届出年月日

平成二十二年八月三十一日

## 三 縦覧期間

平成二十二年九月十四日から平成二十三年一月十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年九月十四日から平成二十三年一月十四日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課